

日容包リ発第7-332号  
令和8年3月13日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
代表理事専務 西山 純生  
(公印省略)

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに関する  
具体的業務手順について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和8年度における分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに関する具体的業務手順についての資料をご送付いたします。容器包装リサイクル法による引き渡しに関しては、資料1及び資料2、「プラスチック資源循環促進法」による引き渡しに関しては資料10及び資料12をご確認のうえ、後日別途送付いたします契約関係書類に基づき4月以降の業務を実施していただくこととなります。つきましては資料をご精読のうえ、円滑な再商品化業務の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。

当協会への引き渡し実績報告は、インターネットを通じたオンラインシステム（REINS）で行っていただくことを原則としております。貴市町村・一部事務組合が、オンラインシステムを利用する際に必要となるユーザID及びパスワードは以下のとおりとなります（オンライン操作の詳細については資料6をご参照ください）。

なお、昨年度よりご連絡しておりますとおり、従来、郵送しておりました資料の一部につきましては、当協会のホームページに掲載し、必要に応じてご参照いただく形式へと変更させていただきましたので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします（詳細は次ページご参照）。

敬具

記

インターネットを利用する際のユーザID及びパスワード

- ・ユーザID : ●●●●●●
- ・パスワード : △△△△△△△△ (半角8桁)
- ・接続URL : <https://reinscp.jcpa.or.jp/>

(注1) 「初期パスワード」を変更している場合、パスワードは表示されません。変更したパスワードが不明の場合には、REINSログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしていただき、必要事項を入力の上パスワードの再発行を行っていただくか、日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター（電話：03-5610-6261）までご連絡ください。なお、担当者が変わり、ID、パスワードが分からないというお問い合わせが多く寄せられます。異動等で担当者が変わる場合は、ID、パスワードについても引継ぎをよろしくお願いいたします。

(注2) セキュリティ強化のため、今年度もパスワードの有効期限を定めました。同じパスワードを継続使用した場合、180日間経過後はパスワードを変更していただく必要があります（詳細は資料6をご覧ください）。

<配布資料>

昨年度までは、全ての資料を郵送しておりましたが、一部の資料の同封を省略しております。下記資料一覧をご参照のうえ、当協会ホームページよりダウンロード・印刷をしてご利用ください。

◆掲載ページ：[https://www.jcpra.or.jp/library/document/operating.html#year\\_r08](https://www.jcpra.or.jp/library/document/operating.html#year_r08)

◆ページへの遷移：日本容器包装リサイクル協会トップページ → ライブラリ → 説明会資料集 → 市町村向け資料 → 業務手順書

| 書類一覧    | 配布方法 |    | 資料名   |
|---------|------|----|---|
|         | 同封   | HP |   |
| 資料1     |      | ●  | 「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和8年度版）                   |
| 参考資料①   |      | ●  | 令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン                           |
| 参考資料②   |      | ●  | 令和8年度特定事業者負担分のみ引き渡しを行うにあたってのご注意                   |
| 資料2     |      | ●  | 再商品化業務フロー<br>（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）    |
| 資料3     | ●    |    | 令和8年度業務スケジュール及び注意点について<br>（PETボトルの上期・下期スケジュールを含む） |
| 資料4     | ●    |    | 「業務委託料金請求書」について                                   |
| 資料5     |      | ●  | 事業系廃棄物（ガラスびん）の混入防止のお願い                            |
| 資料6     |      | ●  | 令和8年度再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル<br>（市町村・一部事務組合）        |
| 資料7     |      | ●  | 実績報告用紙送付依頼書                                       |
| 資料8     |      | ●  | データ変更依頼書  |
| 資料9     | ●    |    | 市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の実施について                    |
| その他関連資料 | ●    |    | 令和8年度ガラスびん分別基準適合物の品質調査への協力依頼について                  |
|         | ●    |    | 令和8年度PETボトル分別基準適合物の品質調査の実施及び協力依頼について              |
|         | ●    |    | 令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について                 |
|         | ●    |    | 令和8年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について            |
|         | ●    |    | 令和9年度PETボトル分別基準適合物の品質調査の見直しについて                   |

| 「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）」 |   |   |   |
|------------------------|---|---|---|
| 資料10                   |   | ● | プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について |
| 資料11                   |   | ● | 令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）                  |
| 資料12                   |   | ● | 再商品化業務フロー（分別収集物）                                |
| 資料13                   |   | ● | べール品質調査（組成調査）における組成比率の変更について                    |
| その他関連資料                | ● |   | 令和8年度分別収集物の品質調査への協力依頼について                       |

<本件に関する問い合わせ先>

ガラスびん事業部 TEL:03-5532-8695 FAX:03-5532-8515 E-mail:glass@jcpra.or.jp  
 PETボトル事業部 TEL:03-5532-8691 FAX:03-5532-8515 E-mail:PET@jcpra.or.jp  
 紙容器事業部 TEL:03-5532-8588 FAX:03-5532-8515 E-mail:\$kami@jcpra.or.jp  
 プラスチック容器事業部 TEL:03-5532-8608 FAX:03-5532-8515 E-mail:plastic@jcpra.or.jp  
 総務部 TEL:03-5532-8597 FAX:03-5532-9698 E-mail:soumubu@jcpra.or.jp  
 ホールセッションセンター（オンライン操作に関して） TEL:03-5610-6261 FAX:03-5610-6245

## 令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドラインの改訂内容について (分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物)

分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物の令和8年度引き取り品質ガイドラインについて、下記の通り、改定いたしますのでご確認ください。

なお、経過措置として、令和8年度に実施する分別基準適合物及び分別収集物のベール品質調査では下記内容は適用せず、令和9年4月1日以降のベール品質調査より、ガイドラインの改訂内容を適用いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

### 1) 変更内容について

現在の分別基準適合物(プラスチック製容器包装)と分別収集物の関する引取り品質ガイドラインにおいて、混入しているガラス類、陶磁器類は、単なる異物として扱い、それらが破損した状態であった場合のみ禁忌品(危険品)として扱っておりました。

しかしながら、破損していない状態でガラス類、陶磁器類が混入した場合でも、リサイクル工程で破損する可能性があることから、ガラス類、陶磁器類は破損状態によらず、禁忌品(危険品)として扱うこととします。

なお、いずれの判定であっても、分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物に「含めてはいけないもの」への該当区分としては、引き続き変更ございません。

※ガイドライン改定に伴いベール品質調査での判定も異物から禁忌品へと変更となります。禁忌品及び禁忌品の有無評価については、下記資料の「評価項目と評価方法」及び「評価結果のランク判定」をご確認ください。

- ・令和8年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について  
(参考資料① プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法)
- ・令和8年度分別収集物の品質調査への協力依頼について  
(参考資料① 分別収集物のベールの品質評価方法)

### 2) 引き取り品質ガイドライン変更箇所

【分別基準適合物(プラスチック製容器包装)】

「4) ベールの品質基準【含めてはいけないもの】より

- ・④他素材の容器包装

| 改定前                      | 改定後※  |
|--------------------------|---|
| 備考                       | 備考  |
| 金属、 <u>ガラス</u> 、紙製等の容器包装 | 金属、紙製等の容器包装<br>※ <u>ガラス等の容器包装は禁忌品(危険品)として取り扱う</u> |

- ・⑧禁忌品

| 改定前   | 改定後   |
|---|---|
| 備考  | 備考  |
| 危険品(*3)<br>(*3)危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、 <u>ガラスの破片等</u> 怪我をする危険性があるもの。 | 医療系廃棄物：医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く。)等。<br>危険品：危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、 <u>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</u> 、怪我をする危険性があるもの。 |

【分別収集物】

「4) ベールの品質基準【含めてはいけないもの】」より

- ・③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

ア) 刃物等 (\*5)

イ) リサイクル設備に影響を与えるもの

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| 備考  | 備考   |
| <p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<u>ガラスの破片等</u>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ5mm程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの(例:靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ) (「手引き」2. (3) ③)</p> | <p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<u>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</u>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ5mm程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの(例:靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ) (「手引き」2. (3) ③)</p> |

- 3) ベール品質調査への適用開始時期

令和9年4月1日

※令和8年度ベール品質調査(令和8年4月1日～令和9年3月31日実施)では、経過措置として、本改訂前にあたる「令和7年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」に準じた判定を実施します。

以上